

平成28年度 税制改正要望事項 (健康・医療分野抜粋)

平成27年8月



厚生労働省

目 次

<健康・医療>	1
<医療保険>	3
<子ども・子育て>	3
<介護・社会福祉>	3
<就労促進等>	4
<年金>	4
<生活衛生>	5
<その他（独立行政法人関係など）>	5

*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

健康・医療

○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間1万円以上購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

○ セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設

〔不動産取得税〕

セルフメディケーションの推進に関し、国民が気軽に健康相談等を行うことができる環境を整えるため、充実した健康相談等の体制や設備などを有する薬局のうち、中小企業者が開設するものに係る不動産についての不動産取得税の軽減措置を創設する。

○ 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

健康増進や疾病予防などの自助努力を促進し、がんを含む生活習慣病等の予防及びこれによる医療費適正化を図る観点から、市町村や医療保険者等が行うがん検診、特定健診、予防接種、人間ドックなどに要する費用を対象とする所得控除制度を創設する。

* ○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等

〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下の措置を講ずる。

- ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
- ② かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。

○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設

〔所得税、個人住民税〕

地域における医師確保の取組を更に推進するため、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を創設する。

○ 医療法人が設置する医療関係者の養成所に係る固定資産税等の非課税措置の拡充

〔不動産取得税、固定資産税 等〕

医療法人が設置する看護師などの医療関係者の養成所において、直接教育の用に供する不動産に係る固定資産税等を、他の養成所設置主体(一般社団法人(非営利型)等)と同様に非課税とする措置を講ずる。

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

○ 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置

〔法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税 等〕

社会医療法人の認定を取り消された医療法人については、それまでの非課税所得分に関して一括課税されるが、救急医療等確保事業の継続に関する実施計画について都道府県知事の認定を受けた場合に当該課税を一定期間繰り延べ、損金算入を可能とするなどの措置を講ずる。

○ 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設 〔所得税、法人税 等〕

人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野における ICT 化の推進、医療従事者の勤務環境の改善、環境問題や非常時への対応などに資する固定資産を医療機関が取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。

○ 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長 〔不動産取得税〕

周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置について、その適用期限を2年延長する。

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等の拡充及び延長 〔所得税、個人住民税〕

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置等を延長するとともに、新たに給付金の対象となる、発症後 20 年後を経過して提訴した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者に対する給付金についても同様の措置を講ずる。

医療保険

- **国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し** 〔国民健康保険税〕
 - ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。
 - ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

- **国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置** 〔国民健康保険税 等〕

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。